

岐 阜 県 公 報

目 次

監査委員訓令

岐阜県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令

(監 査 委 員)

ページ
一

監査委員訓令

岐阜県監査委員訓令第一号

岐阜県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年四月一日

岐阜県監査委員	小 川 恒 雄
岐阜県監査委員	森 正 弘
岐阜県監査委員	鷗 飼 誠
岐阜県監査委員	石 井 直 子
岐阜県監査委員	藤 良 寛

岐阜県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令

岐阜県監査委員事務局規程（昭和三十九年岐阜県監査委員訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条の表監査第二課の項中「財務監査係、団体・公営企業監査係」を「定期監査係、財政援助団体監査係」に改める。

第三条第一項中第十七号を第十八号とし、第十六号の次に次の一号を加える。
十七 定期監査の助務に関する事。

第三条第二項に次の一号を加える。
七 行政監査及び随時監査の助務に関する事。

第四条の見出し中「及び特別の職」を削り、同条中第六項を削り、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 係長は、上司の命を受け、その係の分掌事務を総合的に掌理する。

附 則
この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

平成二十五年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社